

* 本稿は、本プロジェクトに関するテレビ会議、本邦研修、現地セミナー等において、松尾弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）が作成したメモ、および松邑翔太（慶應義塾大学文学部）、杉田彩子（同法学部）が作成した議事録に基づくものである。最終的な文責は松尾にある。

ラオス法律人材育成強化プロジェクトにおける 『民法基本問題集』作成支援から

松尾弘 松邑翔太 杉田彩子

I はじめに

ラオス法律人材育成強化プロジェクトの一環として¹、『民法基本問題集』の作成が進んでいる²。これは、ラオスにおける法律学の形成支援を目的とし、カウンター・パートであるラオス司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院およびラオス国立大学が主体となり、民法全般にわたる『モデル教材（教科書）』を作成するための準備作業に位置づけられる³。この作業は2009年7月に開始され、最初に民法の主要分野に関する基本

問題を6問作成し⁴、ラオス法を適用した場合と日本法を適用した場合のそれぞれの解決方法の準備が進められた⁵。そのために、ラオスでは前記4機関から選出されたワーキング・グループ（以下WGという）、日本では民法アドバイザー・グループ（以下AGという）が組織され⁶、JICA-Netを通じたテレビ会議、本邦研修、現地セミナーを通じて内容が詰められた⁷。

この作業プロセスでは、ラオス法の現状、ラオスに独特の法観念・法概念、法解釈方法、日本法との比較など、日本・ラオス双方にとって有益な法情報の交換があり、それ自身が今後の法整備協力にとって有用であるように思われる。そこで、以下ではその中から重要と思われる点、議論になった点を中心に、記録に留めたい。

¹ 渡部洋子「ラオス法律人材育成強化プロジェクト開始までの経緯及びプロジェクトの概要紹介」ICD NEWS 44号（2010）4-27頁、佐藤直史「ラオス法律人材育成強化プロジェクト立上げにおける共通理解の形成——本案件形成プロセスの含意と教訓——」同前28-34頁参照。

² 伊藤浩之「ラオス法律人材育成強化プロジェクト第1回本邦研修」ICD NEWS 47号（2011）194-199頁、とくに195-197頁参照。

³ このプロジェクトに先立ち、民法教科書作成支援が行われた。小宮由美「各国法整備支援の状況——ラオス——」ICD NEWS 16号（2004）11-16頁、田中嘉寿子「ラオス法整備支援プロジェクトの実施概要とその成果について」ICD NEWS 30号（2007）14頁、20-21頁、松尾弘「ラオス民法教科書作成支援について——1. 回顧と展望——」同前40-56頁、野澤正充「同前——2. 債権法について」同前57-66頁、古積健三郎「同前——3. 担保法について——」同前67-70頁参照。

⁴ 本稿末尾【資料】参照。松尾が素案を作成し、渡部洋子教官（当時）と協議して最終版を確定した。その際、赤根智子国際協力部長（当時）からコメントをいただいた。

⁵ 日本法を適用した場合の解答例は松尾が作成し、ラオス語に翻訳され、ラオス側WGに回付された。

⁶ 日本側AG委員は、野澤正充立教大学大学院法務研究科教授、瀬戸裕之京都大学東南アジア研究所研究員、中村憲一国際協力部教官および筆者。

⁷ 本邦研修は2011年3月14日～22日（伊藤・前掲〔注2〕参照）、現地セミナーは2011年8月24日～26日。

II 個別的検討

1. 不動産取引

(1) 土地に対する所有権の観念

【設問1】は不動産取引の法制度に関する。その前提として、土地に対する所有権の観念が問題になる。ラオス憲法（2003年改正）では、「土地については、国家共同体の所有に属し、国家は法律に従い、その土地を使用、譲渡及び相続する権利を保護する」（17条）と規定する⁸。その結果、個々の国民（私人）がもちうるのは、国家によって認められた土地の「使用权」であるとも考えられる⁹。もっとも、WGの解答案では、個々の国民（私人）が土地の「所有権」をもち、それが私人間で売買され、移転する旨の表現も行われている。これに対するWGの説明によれば、ラオス憲法制定に際して土地は誰のものかが議論され、国民全体のものであると観念され、財産法でも土地はラオス国家全体の所有とされ、個人には政府の管理下で使用权と相続権が認められるとされた¹⁰。その後、現在の考えでは、ラオス国民も土地の所有権をもっていると考えており、これについてはイギリス等のコモンウェルスにおける土地所有権概念（形式的には国王の所有であるが、実質的には国民が所有しうる）に類比する説明も挙げられた。

こうした土地所有権観念の変化は、財産法・土地法の改正に反映している。元々財産法20条によれば、土地は自由に使用できず、売買も禁止されているが¹¹、市場経済の導入に伴い、2003年土

地法（改正）では、土地が売買の対象外である旨の規定が削除された。もっとも、土地を売却できると積極的に規定されなかった。しかし、政府通達により、土地の所有権は売買によって取得されることが認められた。こうした法意識の変化および政府通達に伴い、財産法自体を改正すべきであるとの意見も出ている。最終的に、WGは、【設問1】におけるラオスの土地取引に関する用語法として、土地に対する私人の「所有権」の用語を用いることでよいと確認した。

(2) 不動産取引に必要な文書

ラオスの土地取引実務では、土地の所有権移転のために、①売買契約書、②譲渡証明書、③土地登記証が必要である。もっとも、土地法制定後も土地登記をせず、土地登記証がないまま、代替的文書（村長が発行した証明書など）によって土地の権利を証明し、土地取引が行われていた。しかし、現在の土地取引実務では土地所有権の移転を登記することが一般化してきている¹²。その際には、公証人の証明を受けた譲渡証明書と土地登記証が必要である。公証人は土地登記証（その真正さ、担保権設定の有無など）のほか、契約書の適性（例えば、僅かな額の借金のために土地に抵当権が設定されようとしていないか、利息はどうなっているか、水田の場合に土地だけか、作付米を含むか、被担保債権額が土地価格を超えていないかなど）も確認する。1つの土地の上に複数の抵当権を設定することは可能であるが¹³、被担保債権の総額が土地の価格を超えないことが要件となる。

また、WGの理解では、「登記簿に所有者として記載された者には所有権がある」と観念されており、登記（形式）から概念的に分離された抽象的な権利（実体）の観念は明確でないように思わ

⁸ なお、土地法3条（土地所有権）も同旨。

⁹ 土地に対する全人民所有と私人の使用权という法概念は、中国法、ベトナム法などの社会主義法に見出される。

¹⁰ 「土地、水、森林、水棲及び陸上動物などは、天然資源であり国家が代表する国家共同体に帰属し、国家はこれらの管理、利用、譲渡、相続に関する権利を、他の組織、経済単位又は個人に譲与することができる」（財産法4条2項）。

¹¹ 国家以外の組織、経済単位、個人は「…土地を売却する権利は有さない」（財産法4条3項）。

¹² ラオスの土地登記制度の整備はドイツのGTZから技術供与を受け、土地管理庁（司法省ではなく、首相府が管轄）が管理している。

¹³ この点は、土地管理庁の通達で確認されている。

れる。

(3) 土地と建物の関係（建物の独立不動産性）

土地と建物の関係、建物の独立不動産性は、ラオス法では明確でない¹⁴。**担保取引法 22 条（不動産の性質の決定と価格評価）**は「不動産に関わる担保契約は、担保として使用されるかかる不動産の価額評価ならびにその区分、種類、大きさ、品質、数量、および所在といった当該不動産の特性に関する明確な記述を含むものとしなければならない」と規定し、担保権の客体を明らかにすることを求めているものの、建物が土地と独立した不動産かを明らかにしていない。WG の意見は、(a)土地に担保権を設定した場合、担保契約書に建物を担保不動産に含めると明確に記載していなければ、建物は含まないとの見解と、(b)担保契約書に記載されていなくとも、建物および土地の付属物は担保不動産に当然に含まれるとの見解に分かれた。後者は、ラオスでは建物について独立した登記制度は設けられていないため、法実務では土地と建物を一体的に捉えることを前提にしつつ、事案に応じて利益調整を図っているという理解によるものと考えられる。

(4) 土地の時効取得

ラオス法でも土地の時効取得が認められる。それは「他人資産の善意占有による財産権の取得」であり、「①不動産については 20 年間、動産については 5 年間、他人の資産を自分が所有者であるのと同様に善意で継続して占有した者は、かかる資産に対する財産権者となることができる。こうした善意の占有は、公然、継続かつ平穩に表れている必要がある。この期間を経過した後、本来の財産権者は、上述の資産に対する返還請求権を有しない。／②上述の者が資産を占有している期間がいまだ第 1 項の期間に満たないもののこれを善意で他人に占有を引き渡した場合、財産権を取

¹⁴ この点は、伊藤・前掲（注 2）197 頁でも解説されている。

得するのに必要な期間は、最初の者が占有を開始した日から計算し、上述の期間を経過した後、新しい占有者が財産権を取得する。／③国有財産又は共同体財産は、いかなる場合であれ、第①項の期間が満了しても、善意の占有者の財産とはならない」（財産法 42 条）。

そこでは、善意が時効取得に必要な期間中継続していることを要する点に特色がある。例えば、B が A から引渡しを受けた S の土地を 19 年 10 か月経った時点で、真の所有者 S から明け渡すよう申し立てられ、その後、占有開始時から 20 年 6 か月経った時点で訴えが提起された場合、B の「善意」要件が満たされないことを理由に、取得時効の成立は認められない。WG によれば、S が B に明渡しを申し立ててから提訴までの期間は制限されていないが、S の B に対する明渡しの申立ては書面で行わないと証明が困難であるから、例えば、慣習的に村長に依頼して書面による申立てをしてもらうことがある。

なお、ラオス法には、提訴時効があり、契約に基づく権利の場合、原則として契約期間終了時または損害発生時から 3 年で提訴時効が成立する（契約内外債務法 102 条）。

(5) 他人物売買

ラオス法では、他人物売買契約が無効かどうか、法令上は明確でない¹⁵。WG の理解では、売買契約は所有権移転を生じさせるものであるが、他人物売買では所有権を移せないから、売主が自分に所有権がない土地を売ったときは契約が無効であり、買主は契約無効に基づく代金返還請求を行う¹⁶。なお、他人物売買の買主からの転得者は、

¹⁵ 契約内外債務法 39 条は、「売買契約は、売主が買主に対して財産の所有権を移転する義務を負い、買主が受領し、かつ合意した価格に従って代金を支払う義務を負う、契約当事者による合意である」と規定する。文言上は、日本民法 555 条と同様の債権契約（したがって、他人物売買契約自体は有効）であるかのようにもみえる。

¹⁶ もっとも、契約内外債務法 22 条（無効な契約の解除請求）によるとする。

善意で買っていれば契約内外債務法 42 条 1 項の保護が認められ、悪意であれば同法 42 条 2 項に従う¹⁷。

2. 動産取引

(1) 無権利者からの善意取得の可否

【設問 2】は動産取引の基本ルールに関するものである。その (1) は他人物売買の買主の保護に関するものであるが、ラオス法にはこれに関して 2 つの規定がある。

財産法 58 条 (善意による財産の非合法的占有)

①財産を善意で保有する非合法的占有者とは、かかる資産が他の個人の財産であると関知しないか、〔相応の注意を払ったとしても〕関知し得なかったと思われる者のことである。

②この場合、当初の所有者がその財産の返却を要求した場合、かかる占有者は返却しなければならないが、所有者は資産価額に応じて占有者に補償しなければならない。当初の所有者は、財産を非合法的に引き渡した者から損害の補償を要求する権利も有する。

③占有者が付与または相続により財産を受領している場合、財産価額または損害に関する補償は一切ない。

契約内外債務法 42 条 (違法に取得した財物の購入)

①善意による財物の購入者は、自らが法律に適合して財物を購入したと信じている者であり、購入時における市場での適切な価格により購入したこと、並びに公然と、継続的に、平穩に購入し、かつ使用していることに示される。財物の所有者は、購入者が支払った代金を償還するときに限り、その財物を取り戻すことができる。財物の所有者は、自己の財物を違法に販売した者に対する訴えを提起する権利を有する。

②悪意による財物の購入者は、法律に反する財

物を購入していることを知りながら、又は知りうる状況にありながら、その財物を購入した者であり、購入時における市場からみて不適切な価格により購入したこと、秘密に、非継続的に、又は非難されているにも拘らずに購入し、かつ使用していることに示される。財物の所有者は、購入者に対していかなる賠償も支払わずに、財物の返還を求める権利を有する。購入者は、販売者に対して、財物を購入した代金の返還を主張することができるが、裁判所に訴えを提起する権限を有しない。

ここで最初に注目すべきは、他人物売主 Y から物を買った買主 X の保護は、いわゆる即時取得によるのではなく、①真の所有者 A が X から目的物の返還を求めるためには価格賠償義務が課され、② A がこの価格賠償義務を果たさないかぎり、X は目的物の返還を免れることによる取得が認められるということである。これら①・②の 2 段階の説明により、《なぜ無権利者と取り引きしたのに権利を取得できるのか》——いわば無から有を生じるのはなぜか——、初めて即時取得制度を学んだ者が直面するであろう根本的疑問に答えることができる¹⁸。このように真の所有者からの返還請求権の制限が善意者保護の原初形態と考えられる¹⁹。しかし、現行日本民法から入ってしまうと、代価賠償義務 (民法 194 条) は、即時取得の原則 (民法 192 条) に対する盗品・遺失物の回復の例外 (民法 193 条) の例外 (市場や商人から取得した者に対しては、代価賠償を要する) と位

¹⁸ もっとも、多くの日本の法学生のように、最初から即時取得制度ありき、その理由は「取引安全の保護」と教え込まれてしまうと、そうした根本的疑問すらもちえないかも知れない。しかし、法整備支援では、原則に立ち返った、納得のゆく説明が絶えず求められる。¹⁹ 例えば、ドイツのバイエルン州法典 II (2) 7 条・10 条、ザクセン民法典 295 条・314~315 条、プロイセン一般ラント法典 I (15) 44 条などは、善意・有償の取得者に対し、真の所有者は代価賠償しなければ返還請求できないという形で、善意取得者を保護した。これは、17 世紀アントワープの都市法などに由来するともみられている。

¹⁷ この問題は、【設問 2】(後述 2) で扱われる。

置づけられていることから、即時取得——いわば無から有を生じる——こそが原則にみえてしまう。法整備協力では、このように原則を再発見し、制度の存在意義について原理に従った説明に立ち返ることができるという効果も軽視できない。

つぎに、財産法 58 条と契約内外債務法 42 条(旧契約法 40 条も同旨)は、規定内容がほぼ重複しているように見える。その一方で、所有者が占有者に償還すべき価額につき、財産法 58 条 2 項は「資産価額に応じて…補償」と規定するのに対し、契約内外債務法 42 条 1 項は「購入者が支払った代金を償還」と規定しており、両者の関係が問題になる。WG によれば、実務上は、財産法 58 条 2 項の「資産価額」は取得時における「市場価格に基づく代価」を意味すると解釈することにより、買主 X が売主 Y に支払った代価を意味するものとして、契約内外債務法 42 条と統一的に解釈している²⁰。

例えば、【説例 2】で、(i) X が Y に支払った代金が 70 万キップであったが、その後 A が X に返還を求めた時点では当該水牛が 100 万キップに値上がりしていたときでも、70 万キップを償還すれば X から返還を受けることができる。このケースでは、X が目的物の使用利益を得ていると考えられるから、X としては 70 万キップの償還を受けることが衡平であろう。それに対し、(ii) A が X に返還請求をした時点で水牛の値段が 50 万キップだったときでも、70 万キップを償還しなければならないとすると、X にむしろ利益を与える場合もある。とくに減価償却が行われる資産の場合、X は使用利益と元の資産価値の双方を取得できることになり、この場合はむしろ返還請求時の時価を償還すべきとする方が衡平な場合もある。この点は、日本でも議論されている点であり、比較議論の興味深い題材といえる。もっとも、

²⁰ この点に限ってみれば、日本民法 194 条と同様である。

WG の中には、値段が下がったときは支払った金額を払わなければいけないが、上がったときには、(a) Y X 間の契約時に X が Y に支払った代金額であるという見解と、(b) 最初に支払った金額を現在の時価に換算すべきであるとの見解があり、なお流動的であるようにもみえる。将来的にはこれら 2 つの規定は新立法によって一本化されることも考えられるから、ここで議論しておくことは有益であろう。

(2) 善意の主張・立証責任

「善意」(財産法 58 条 1 項、契約内外債務法 42 条)は買主 X が立証責任を負うものと解されているが、善意の推定規定(日本民法 186 条参照)はないことから、訴訟では両当事者の証拠提出が重要になってくる²¹。

(3) 果実の返還

他人物売主 Y からの取得者 X が所有者 A に目的物たる水牛を返還する際に、X の取得後・返還前に生まれた水牛の子も返還すべきかについて、WG の中では、(a) X の取得時に水牛が妊娠していれば返還すべきであるが、X の取得後に妊娠したときは返還しなくともよいとの見解が示された。これに対しては、(b) 妊娠時期が X の取得前か後かを問わず、子牛も水牛から「生じた」果実(財産法 60 条 2 項)であるとすれば、X が A から代価賠償と引き換えに返還請求されるまでに生まれた子牛は X のものになるが、「生じた」の解釈によるとの見解も示された²²。

²¹ WG の理解では、ラオス民事訴訟法 20 条によれば、両当事者とも証拠を提出しなければならず、裁判官は証拠が不十分であるばあい、判決をする前に、職権で証拠の収集を行う権限をもつ。証拠調べを専門家に依頼することもできる(民事訴訟法 31 条)。

²² 財産法 60 条(不法占有資産から生じた果実又は収入)は「①悪意の不法占有資産から生じた果実又は収入は、そのすべてを財産権者に返還しなくてはならない。悪意の不法占有者がその果実又は収入を使用、売却等した場合、その者は、財産権者に対して損害賠償を支払うか、利益又は所得の価額を返還しなくてはならない。／②資産の善意の不法占有者については、その資産から生じた果実又は収入は、本法第 58 条の規定に従って返還する必要はない」とする。

3.担保権の設定

(1) 担保権の設定手続

【設問3】は不動産に対する担保権の成立要件、設定手続、効果を明らかにするためのものである。不動産に関する担保とは、債権者に対する債務の返済、その他義務の履行を確保するために、例えば、土地の区画、建物もしくは工場といった債務者の不動産、他人の不動産に対する債務者の使用権、またはこれら所有権や使用権を証明した書類を担保として設定されるものである²³。それは、①公証人または三人の証人を伴う村長立会の下、または②3人の証人立会の下、書面で締結されなければならない²⁴、その際には、当該不動産の評価、区分、種類、大きさ、品質、数量、所在等、その特性に関する明確な記述を含まなければならない²⁵。その際、同一不動産に複数の担保権を設定することは、理論上は可能であるが、実際には土地の登記書を債権者に渡すことが多いので、後順位担保権の設定は事実上困難である（先順位担保権者が承認する場合に限られる）。また、被担保債権の合計額が目的不動産の価額を超えてはならないという制約がある²⁶。

ちなみに、動産に関する担保は、①物質的（有形の）品目²⁷、②所有権の証書・株券・債券等の書類、③倉庫物品、④知的財産、銀行貯蓄口座、契約上の権利、売掛金を含む無形資産、事業運営を行うための承認・許可・権利に基づく利益、⑤将来的に発生し得るプロジェクトや活動からの資産または利得に設定される²⁸。このうち、②・④・⑤は法的性質としては権利質に当たるとい

べきであろう。また、③は流動動産²⁹、⑤は将来の集合債権譲渡担保を含むものと解される³⁰。①について、債務者が目的動産を占有する非占有担保も³¹、債権者または両当事者が合意した第三者による占有も³²、いずれも「動産に関する担保」として認められる。債務者が合意期間内に債務の返済を怠った場合、物質的品目は債権者の財産となるが、物質的品目の価額が債務よりも高い場合は、債権者が差額を支払うか、債務者と合意したとおり物質的品目を売却するか、オークションにかけることができる³³。

重要なことは、不動産であれ、動産であれ、担保契約は政府の財務担当部局の登録事務所で登録されなければならない、不動産に関わる担保契約は、当該不動産の所在する土地管理事務所登録されなければならない。担保契約は、この登録日から法的効力をもつ（効力要件主義）ことに注意する必要がある³⁴。

なお、担保目的で買戻し特約付き売買が用いられることもある³⁵。この場合、目的物は債権者が占有することになる。

(2) 担保権の効力

²⁹ 担保取引法 17 条。在庫商品に対する担保を意味する。

³⁰ 将来的に発生しうるプロジェクトや活動からの無形資産および利得を担保とすることができる（担保取引法 19 条）。

³¹ 担保取引法 12 条、14 条 1 項。

³² 担保取引法 12 条、13 条、14 条 1 項。この場合、債務者の書面による承諾がない限り、債権者または第三者は目的物の利用権はもたない（同法 14 条 1 項）。

³³ 担保取引法 14 条 2 項。

³⁴ 担保取引法 31 条 1 項。未登録担保契約は当事者間で適用されるものの、登録担保に優先する優先権は付帯しない。また、政府の財務担当部局または土地管理事務所における担保契約の登録は一般に公開されるものとし、当該財務部局または土地管理事務所は当該情報が事前の要求手続等を要することなく一般的に入手可能なように確実な措置を講ずるものとされている（担保取引法 31 条 2 項・3 項）。

³⁵ 契約内外債務法 53 条～55 条。WG によれば、目的物の価値が売却代金（実質的には融資）を相当上回っていることもあり、また、買戻し代金に利息が付加されることについての規制もないために、いわゆる闇金がこれを利用することもあるという。

²³ なお、他人の不動産に対する債務者の使用権に担保を設定するためには、当該不動産の所有者から事前の承諾を取り付けなければならないとされる（担保取引法 20 条 2 文）。

²⁴ 担保取引法 21 条 1 項。

²⁵ 担保取引法 22 条。

²⁶ このような規制は、経済状況に応じた担保取引のコントロールとして注目される。

²⁷ ここで言及されているのは、有形品目のことである。

²⁸ 担保取引法 11 条。

債務者が約定期間内に債務の返済を怠ったときは、①債権者は、金利を含めた債務の返済を求め、そのために当該不動産を担保設定者(所有者)が売却するためのオークションを提案する権利をもつ³⁶。それが行われた場合、担保権を設定した債権者は、当該不動産から、遅れて担保契約を設定した債権者および担保権をもたない債権者に優先して弁済を受ける権利をもつ。また、②債権者は、担保財産の所有権を獲得する権利をもち、これを行使することにより、設定者はその所有権を失う。さらに、③債権者は、担保契約で合意したとおり、担保財産を売却ないしは保有することができる³⁷。

他方、債務者は担保の対象となっている不動産を売却または譲渡する権利をもたず、また、担保権設定契約に従い、当該不動産を債務者が占有している場合でも、債務者は当該不動産を契約条件に従って「適切に使用および保護し、当初の状態に保たなければ」ならず、「債権者からの承認なしに、当該不動産について評価減を生じさせることはできない」³⁸。

担保不動産を無権原で妨害する第三者Zに対しては、まずは所有者Yが明渡しを請求することができ³⁹、Yがこれを行わないときは、Xが債権者代位権をもちいて、明渡請求権を行使することができる⁴⁰。

4. 契約責任

(1) 債務不履行と瑕疵担保

³⁶ 担保取引法 25 条。

³⁷ 担保取引法 34 条。本文②・③の場合において、担保財産の売却価額が債務額よりも高かったときは、債権者は自ら差額を支払うか(②の場合)、売却代金から債務および金利を差し引いた後、残額を債務者に返却しなければならない。抵当および担保が設定された財産の売却から上がった金額が債務返済に十分なものとならない場合、債務者は未払い額を全額埋め合わせなければならない。

³⁸ 担保取引法 24 条、25 条。

³⁹ 財産法 57 条。

⁴⁰ 契約内外債務法 32 条。裁判上の代位による。

【設問 4】は動産の売買契約を題材に、契約責任としての債務不履行責任と瑕疵担保責任の関係を明らかにするための問題である。これに関し、契約内外債務法 33 条および 40 条は以下のように規律する。

契約内外債務法 33 条(契約不履行の効果。旧契約法 36 条)

①契約不履行は、契約に定めたとおりの品質を伴わない、期限に間に合わない、若しくは誤った場所における契約履行等、契約当事者の一方による全体的契約不履行、部分的契約不履行又は非合理的な契約履行である。

②契約当事者の一方が契約不履行を行ったときは、その当事者が加えた損害を賠償する責任を負わなければならない。ただし、契約不履行が緊急事態によって生じたときは、この限りでない。

契約内外債務法 40 条(販売する物の品質。旧契約法 38 条)

①販売する物の品質は、契約の内容に従って適正でなければならない。販売した物が、契約に定められた品質を伴わないときは、売主はその物について責任を負わなければならない。

②買主が、その物が品質を伴わないことを知ったときは、買主は、品質を伴った同一の種類のものとの交換を請求する、価格の減額を請求する、又は契約の解除を請求する権利を有し、並びに損害賠償を請求する権利を有する。

③買主は、購入した財物の品質を検査し、購入した物に瑕疵を発見した場合は、売主に直ちに通知しなければならない。その義務を怠ったときは、買主はその瑕疵について責任を負わなければならない。

ここでは、(i) 売買目的物の瑕疵について主観的瑕疵概念がとられており、その結果、(ii) 売主の瑕疵担保責任を債務不履行責任として位置づけている。そして、(iii) 買主の救済方法と

して、①債務不履行としては損害賠償（ただし、「緊急事態」の場合は損害賠償は免責される）⁴¹、瑕疵担保としては、②代物請求（追完請求）、③代金減額、④契約解除が可能（これらは、「緊急事態」の場合も免責されない）とされている。これらの条文の内容は、旧契約法 36 条・38 条と同旨であり、実質的には「国際物品売買契約に関する国際連合条約」45 条、46 条～52 条、74 条～77 条に沿ったものであると考えられる。そうであるとすれば、これらはいわばグローバル化対応の規定であるということができよう。もっとも、前記①に関し、損害賠償の範囲については定めがなく、今後の課題といえる⁴²。

(2) 錯誤、詐欺

契約内外債務法によれば、錯誤による契約は、自発的意思を欠いた契約であり（同法 11 条 1 項・2 項）、無効事由とされているが（同法 10 条、18 条）、それが確定的無効原因か、不確定的無効原因かは、条文上はやや不明確な状況である。というのも、不確定的無効原因を列挙する同法 19 条 2 項が、錯誤による契約を挙げていないからである。しかし、WG によれば、確定的無効とされるのは「国家又は社会の権利に係る無効な契約」（同法 20 条）であるのに対し、不確定的無効は「私人の権利に係る無効な契約」の場合であるから（同法 19 条 1 項）、不確定的無効と解しているようである。

他方、詐欺による契約は、自発的意思を欠くもので、無効原因となり（同法 10 条、18 条）、かつ不確定的無効原因として明示的に列挙されている（同法 19 条 2 項）。

⁴¹ 契約内外債務法 3 条 17 号は「緊急事態とは、洪水、雷、地震等、予測することができない、並びに統制することができない事態であり、債務者が自己の義務を履行することを不可能にする事態である」とする。これは実質的に不可抗力を指すか、あるいはもう少し広く、契約当事者の帰責事由によらない履行不能を指すと解する余地もあるか。

⁴² 不法行為については、契約内外債務法 83 条～85 条に規定がある。

いずれにせよ、無効な契約については、契約解除を請求することにより、履行した財産の返還等、原状回復を請求することができる（相手方が応じない場合は裁判上の請求による）⁴³。なお、詐欺者が相手方に給付した財産は、国家が没収するものとされる（同法 23 条 2 項）。詐欺による契約や不法行為では、刑事手続と民事手続は密接に関連するものとして捉えられている。

5. 不法行為

(1) 不法行為の要件・効果

【設問 5】は不法行為の要件・効果を確認するための問題である。

契約内外債務法によれば、自己の行為によって他人に損害を生じさせた者は、自らが生じさせた損害を賠償する責任を負う（83 条。ただし、損害が自己防衛、合法的な職務執行、又は被害者の過失により生じたときは、この限りでない）。

「損害」とは、「既に生じている、又は将来において確実に生じる等、現実性を有する損害でなければならぬ」とされ、「将来において起こりうる、又は起こり得ない損害は、現実な損害とはみなさない」（84 条）。その際、「損害」を①財産的損害だけでなく、②生命又は健康上の損害、③精神的損害を含むものと捉えていることが注目される（85 条）。

何びとも、自己の不法行為と生じた損害の間に「因果関係」が存在する場合に限り、その損害を賠償する責任を負うが、原因は損害を生じさせるために不可欠な事象であり、損害の前に発生し、損害の直接的事由でなければならぬ（87 条）。

積極的損害および消極的損害⁴⁴の賠償の算定は「加害者の過失に適合するように」行わなければ

⁴³ 契約内外債務法 22 条、23 条。

⁴⁴ これは「被害者の逸失利益、又は違法行為によって生じた被害者の追加支出等」と説明されている（契約内外債務法 91 条 2 項）。例えば、後遺症や労働能力の喪失については、医師による証明が必要である。

ならない(91条1項)⁴⁵。

そして、「過失」とは「法令に反し、かつ故意または不注意によって他人に損害を与える作為又は不作為」である(86条)。

不法行為でも、民事と刑事は密接に結びついている。例えば、交通事故の被害者が加害者に損害賠償請求するためには、証拠書類の作成をしてくれる警察の役割が大きい。なお、ラオスでは民事裁判でも裁判官が証拠収集をする権限をもっており、それを通じて刑事裁判の結果も参考にする。

(2) 共同不法行為

ラオスにも共同不法行為の規定はあるが⁴⁶、WGの見解によれば、複数人が「協力して」行為したことが前提となっていると解釈されるので、Yの飲酒運転による交通事故とZ病院のA医師の手術ミスによる医療過誤が連続して生じた場合、Y・Z・Aの過失は分けて考えるべきで、共同不法行為とみることはできない。

6. 家族法

(1) 夫婦間の財産関係

【設問6】は夫婦の法律関係を中心とする親族法、および相続法の基本原則を確認するための問題である。

夫婦の財産関係に関して、ラオス法には大きな特色がある。すなわち、夫婦または夫婦の一方は、①夫妻が共同で消費貸借をしたとき、②夫または妻の一方が「家族の支出に充てるために」消費貸借をしたときだけでなく、③夫または妻の一方が「自己の個人的な利益のために、金銭又は財物の

消費貸借を行ったとき」にも、消費貸借に対する責任を負わなければならない⁴⁷。

こうした夫婦間の連帯責任の強さは、その反面として、夫婦間の財産共有の強さにも反映しているとみられることが、看過できない。すなわち、「婚姻した夫婦が婚姻生活中に築き、また取得した資産」(個人的な日用品や高い価値をもたない物、婚姻前に夫または妻のいずれかの資産であった物、婚姻生活中の相続または贈与によって夫または妻単独のものとなった資産、宝石、金、高級装飾品等の高価な物を除き、衣類、その他の個人用日用品を除く)は、「夫婦財産」と呼ばれ、「夫と妻は、そのどちらがその資産を実際に取得したかにかかわらず、夫婦資産に対してそれぞれ平等な権利を有する」⁴⁸。したがってまた、離婚の際には夫婦財産は「均等に分割」される⁴⁹。

また、家族法⁵⁰は、夫または妻が共同で働いて得た収入は、婚姻後取得財産とし、夫によって取得されたか、妻によって取得されたかにかかわりなく、「夫と妻は平等の権利をもつ」とする(26条、27条)。

このように夫婦間の連帯責任の強さは、夫婦財産ないし婚姻後取得財産に対する夫または妻の権利の強さと表裏一体とみられることが注目される。

(2) 相続

相続法⁵¹は、遺言がない場合の法定相続につき、被相続人の特有財産と共有財産で相続による分配原理を分けている点に特徴がある。(i) 被相続人の特有財産は、生存配偶者4分の1・子4分

⁴⁵ したがってまた、「被害者に過失があった場合、被害者は損害又は逸失利益に対し、同様に責任の一部を負わなければならない」(契約内外債務法91条3項)。

⁴⁶ 「共同して損害を生じさせた数人の者は、各自が生じさせた損害の賠償について連帯して責任を負わなければならない。裁判所は、損害を生じさせた数人の者の中の1人又は数人の者にすべての損害を賠償させる判決を下すことができる。賠償を支払った者は、自らが代わって支払った他の者に対して請求する権利を有する」(契約内外債務法90条)。

⁴⁷ 契約内外債務法57条。もっとも、本文③の場合、夫または妻が自己の金銭または共有財産を用いて債務を弁済したときは、共有財産の分与に際して補償を受ける権利をもつ。

⁴⁸ 財産法26条。

⁴⁹ 財産法27条。なお、離婚に対して有責配偶者は、夫婦財産の3分の1しか取得できない(同条3項)。家族法28条1項も同旨。

⁵⁰ 2008年改正家族法。

⁵¹ 2008年改正相続法。

の3, 生存配偶者3分の1・直系尊属3分の2となり, (ii) 被相続人の共有財産は, 生存配偶者2分の1・子2分の1, 生存配偶者全部・直系尊属ゼロとされる⁵²。

これを前提に, 夫婦の死亡の先後が不明の場合につき, 明確な法律の規定はないが, WGの理解では, 夫婦間に相続は起こらず, 各自の財産につき, その子, 直系尊属, …の順に相続されると解している⁵³。

III おわりに

以上は, ラオスにおける民法関連の法概念・法規定・法解釈等の特色につき, そのごく一部を垣間見たにすぎない。しかし, このことだけでも, 同じ事件に対する解決ルールが, 日本民法の場合と異なる点が少なくないことが感得されたと思われる。そうしたルールは, 一部はラオスの経済状況, 社会状況等を反映し, それに即したルールを原則から導入し, 必要に応じて徐々に改正するスタイルを政府がとっていることの帰結であり, 一部はグローバル化しつつある標準に国内ルールを適合させようとするという政策の産物であるように思われる。

今後『民法基本問題集』の完成後, 日本法のほか, 他のアジア諸国, 欧米諸国等の民法関連法を適用した場合の比較例を徐々に蓄積することにより, 法整備協力を推進するためのさらに新たな発見があるものと考えている。

【資料】『民法基本問題集』設問

【設問1】(物権法: 不動産)

Aから土地を買って引渡しを受けたBは, その土地の上に自宅を建てたうえ, 庭に先祖の石像を置

いていた。しかし, Sが実はその土地は自分のものであると主張し, 建物・石像を撤去し, 土地を明け渡すよう請求してきた。この場合, Bは建物や石像を撤去して立ち退かなければならないか。

(1) Sの主張の根拠は何か。Sは土地の財産権をどのような事実について証明できれば, Sの主張を根拠付けられるか。(i) SがAからその土地を取得したと主張する場合と, (ii) A以外の者から取得したと主張する場合とに分けて検討しなさい。また, 土地の登記については, Aにある場合, Bにある場合, Sにある場合のそれぞれについて検討しなさい。

(2) 土地は不動産であるが, 建物や石像はどうか。BがTから融資を受けるためにこの土地にTの抵当権を設定する場合, その効力は建物や石像にも及ぶか。建物はどのように登記されるか。

(3) SのBに対する請求が, BがAから土地の引渡しを受けてから21年後だった場合はどうか。

(4) BがSの請求に応じなければならなかった場合, BはAに対してどのような主張ができるか。

(5) Sはこの土地をAに売却し, 引き渡し, 登記も移転したが, Aの詐欺を理由に, Aとの売買契約を取り消したとする。ところが, Bがこの土地・建物・石像をCに売却し, 登記を移転し, 引渡しをしていた場合, SはCに対して建物・石像の撤去, 土地の明渡しを請求できるか。

【設問2】(物権法: 動産)

XはYから水牛を一頭買ったが, その水牛は実はYがAから盗んだものであった。また, YがAから水牛を盗んだときに水牛は妊娠しており, XがYから水牛を買った後に子牛を1頭産んだ。

(1) AがXに対して水牛の返還を請求してきた場合, Aは返還しなければならないか。水牛の子についてはどうか。

⁵² 相続法12条, 13条。

⁵³ 【設問6】(4)の場合, Xの財産(特有財産および各共有財産の持分権2分の1)はその父Aに, Yの財産(同前)はその母Bにそれぞれ相続されるものと解される。

(2) AはXから水牛の返還のほかに、XがYから水牛の引渡しを受けてからAに返還するまでの使用利益の返還も求めることができるか。

(3) AがYに水牛を預けていたが、それをYが自分の水牛であるとしてXに売却した場合において、AがXに水牛および水牛の子の返還を請求したときはどうか。

【設問3】(物権法：担保物権)

XはYに対して1000万円を貸し付け、これを担保するために、Y所有の水田に抵当権を設定し、登記した。

(1) 抵当権の設定および登記の仕組みについて説明しなさい。

(2) Y所有の水田を、Zが何らの権原なしに利用している場合、XはZに対してどのような請求ができるか。

(3) Y所有の水田に生えていた樹木をZが伐採し、水田から搬出し、Aに売却してしまった。YはAからこの樹木を取り戻すことができるか。Aがその事情を知っていた場合と知らなかった場合とに分けて検討しなさい。

(4) Yが1000万円の支払期限が到来しても返還できなかったことから、Xは抵当地であるY所有の水田の抵当権を実行したいと考えている。その手続について説明しなさい。その場合、抵当権設定・登記前から水田に生えていた樹木、抵当権設定・登記後に水田に設置された揚水機も水田とともに売却することができるか。

【設問4】(債権法：契約)

XはY経営の店で、国内・国外両方で観られると店内の説明に表示されていたDVDを、自宅でも海外出張先でも観たいと考えて3000円で購入した。しかし、Xが海外出張の際確認したところ、DVDは国内でしか観られない作りのものであることがわかった。

この場合において、XはYに対し、どのような法的根拠に基づいて、どのような請求ができるか。考えられる法的構成を検討しなさい。

【設問5】(債権法：不法行為)

Xは飲酒運転をしていたYの車にひかれ、重傷を負って半年間入院し治療を受けた。しかし、Xは半身不随となる後遺症が残り、会社を辞めなければならなくなった。

(1) XがYに損害賠償を請求する場合、Xはどのようなことを主張し、立証しなければならないか。

(2) XがYに請求できる損害賠償の範囲にはどのようなものが含まれるか。

(3) Xは特別な技術をもった優秀な従業員で、Xの事故によって会社にも損害が発生した場合、会社はYに対して賠償請求することができるか。

(4) Xは後遺症が残った原因には、Xが事故によって入院したZ病院の医師Aの手術ミスも影響していると考えている。この場合、XはYのほか、ZやAにも損害賠償請求することができるか。できるとすればどの範囲か。

【設問6】(家族法)

Xの夫Yは、Aから100,000キップを借りた。しかし、返済期限の3か月が過ぎても、YはAに返済することができなかった。Yには財産がなく、返済の目途は立っていない。この場合において、次の問題を検討しなさい。(1)と(2)は別個の問題である。

(1) YがAから借りた100,000キップは、Xとの生活費に当てるためのものであった。この場合、AはXに対し、100,000キップの返済を請求することができるか。

(2) YがAから借りた100,000キップは、Yの趣味であるゴルフ用具を購入するためであった。この場合、AはXに対し、100,000キップの

返済を請求することができるか。AがYへの融資金の使途を知っていた場合と知らなかった場合に分けて検討しなさい。

その後、XとYは協力して働いて貯金を貯め、土地を買って建物を建てた。土地・建物の登記名義は、便宜上Y名義になっていた。この場合において、次の問題を検討しなさい。(3)と(4)は別個の問題である。

(3) XとYが離婚した場合、XはYに対し、土地・建物について何らかの権利を主張することができるか。

(4) XとYは海外旅行中に事故で死亡したが、どちらが先に死亡したかは明確でない。X・Y間に子はなく、XにもYにも兄弟姉妹はなかったが、Xの父AとYの母Bが生存している。この場合、土地・建物は誰の所有物になるか。